

第 27 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 4 年 8 月 25 日、午前 9 時 00 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 27 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜			9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、平塚和弘、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 14 名であります。</p> <p>欠席委員は 8 番 柏瀬委員であります。</p> <p>推進委員の出席は 17 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 29 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 7 号までについて</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 特定農地貸付承認申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農用地利用配分計画(案)に係る市長からの協議について
議案第7号 足利農業振興地域整備計画の変更(編入)に係る市長からの協議について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第27回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時9分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

6番 岡村委員、14番 赤坂委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は両名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が4件、筆数が5筆、面積が1,541.71㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が14件、筆数が20筆、面積が6,587.40㎡です。

合計いたしまして、件数が18件、筆数が25筆、面積が8,129.11㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出が2ページ及び3ページに、第5条の届出が4ページから7ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

4番 藤生委員。

4番 藤生です。第5条の10番は、事前着工していたと思われませんが、このような際の対応について教えてください。

主幹 市街化調整区域では、申請地のすべてを現地確認し、事前着工があった場合は原状回復を求めたり、始末書の提出を促すことがあります。しかし、市街化

議長

区域は、届出の受理をもって転用が発効しますので、現地調査は行わず、始末書も求めません。このような制度になっていますので、ご承知ください

それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

8月の申請件数は3件でした。

1番、申請地は名草下町地内の田、246㎡です。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なためで、譲渡理由は、経営を縮小したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は51ページにあり、各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

2番、申請地は松田町地内の田、1,010㎡ほか1筆、計1,330㎡です。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なためで、譲渡理由は高齢で耕作できないため、というものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は52ページにあり、各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

3番、申請地は島田町地内の田、2,469㎡です。譲受理由は、耕作地に近く経営規模を拡大するためで、譲渡理由は高齢で農地を維持するのが困難、というものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は53ページにあり、各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請3件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の51ページをご覧下さい。

調査年月日は令和4年8月17日、水曜日、午前8時30分から、調査班は三田委員を班長といたしまして、桐生委員、石橋委員、長谷川会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計50筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきます。

申請地は譲受人の自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

青木推進委員 問題ありません。

長竹推進委員 同じく、ありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番 石橋委員。

3番 石橋です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の52ページをご覧ください。

調査年月日・調査班は1番と同様です。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地2筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計10筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきます。

申請地は譲受人の自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

湯澤推進委員 問題ありません。ただ、譲受人が高齢ですが、大丈夫でしょうか。以前、買

う側は若い人でないと、と説明を受けたことがあります。

議長 譲受人に年齢制限はありません。確かにこの譲受人は年配ですが、これまで一生懸命に営農してきた人です。議案書の申請理由を、もっと丁寧に表記するようお願いします。

入江推進委員 当申請地は、譲受人が借りて、長きにわたり苗間として使っていました。譲受人は自身の弟と営農をされており、耕作に問題はありません。

議長 では、ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。続いて3番を上程いたします。本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番 3番 石橋委員。
3番 石橋です。
実情調査の結果を報告いたします。
資料の53ページをご覧ください。
調査年月日・調査班は1番と同様です。
調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。
今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計43筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。
申請地は譲受人の耕作地に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。
また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

岡田推進委員 問題ありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

6番 6番 岡村委員。
6番 岡村です。
農業委員として、推進委員と連携し、地元の農地の集積・集約化活動をしていいますが、今回の売買は、議案書で初めて知りました。ここは農振農用地、いわゆる優良農地です。集約化に向けて、事務局とより一層情報共有をしていきたいのですが。

議長 情報共有については、総会後の全員協議会で皆さんと協議したいと思いま
す。ここでは、所有権移転に関する審議とさせていただきます。
それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。
続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを
議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主査 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたしま
す。
4条は農地の所有者が自らの目的のために転用を行う、自己転用の申請で
す。
8月の申請件数は一般住宅用地が1件でした。
1番、申請地は寺岡町地内の畑、58㎡ほか1筆、計259㎡です。
施設の概要は一般住宅用地で、従前より住宅敷地として一体的に利用して
いたものを是正するためと、駐車スペースを拡張するために申請したもので
す。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第
1種農地です。
調査書は54ページにあり、各項目とも適正なものと判断します。
現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)
以上、4条許可申請1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。
続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを
議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主査 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いた
します。
8月の申請件数は13件、うち一般住宅4件、資材置場2件、駐車場1件、
太陽光6件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いた
します。
では、議案書55ページをお開きください。
1番、申請地は名草上町地内の田、1,011㎡ほか3筆、計3,551㎡
です。
施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル624枚を1,60
3.68㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有

権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書63ページをお開きください。

2番、申請地は大月町地内の田、475㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積118.00㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書64ページをお開きください。

3番、申請地は名草下町地内の畑、363㎡ほか1筆、計967㎡です。

施設の概要は駐車場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は賃借権の設定、農地区分は第2種農地です。3年間の一時転用だったものを、この度、恒久転用に切り替えるものです。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書65ページをお開きください。

4番、申請地は名草下町地内の田、207㎡ほか1筆、計491㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積109.30㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書66ページをお開きください。

5番、申請地は名草上町地内の田、1,854㎡ほか1筆、計3,361㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル708枚を1,819.56㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書67ページをお開きください。

6番、申請地は名草上町地内の田、925㎡ほか3筆、計2,914㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル552枚を1,418.64㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 68 ページをお開きください。

7 番、申請地は堀込町地内の畑、373 m²です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積104.54 m²を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 69 ページをお開きください。

8 番、申請地は島田町地内の田、1,110 m²です。

施設の概要は資材置場兼駐車場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 70 ページをお開きください。

9 番、申請地は羽刈町地内の畑、608 m²です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積109.30 m²を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 71 ページをお開きください。

10 番、申請地は小曾根町地内の田、998 m²ほか2筆、計1,275 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル168枚を433.40 m²に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 72 ページをお開きください。

11 番、申請地は野田町地内の畑、752 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル200枚を364 m²に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 73 ページをお開きください。

12 番、申請地は野田町地内の田、396 m²ほか1筆、計1,279 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル360枚を655.20 m²に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移

転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書74ページをお開きください。

13番、申請地は野田町地内の畑、106㎡ほか1筆、計502㎡です。

施設の概要は資材置場兼駐車場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請13件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の56ページをご覧下さい。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は336.9キロワットで、売電単価は税抜き11円、年間約350万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。

周辺の農地が耕作中であることから、草刈りや水路の堀さらいなどを計画的に行い、耕作者に影響が及ぶことのないように念を押し、了解を得ました。

また、申請地は中山間地で田園風景が広がる風光明媚な場所であり、工事にあたって地域との軋轢が生じることのないように指示しました。加えて、今後の事業を計画するにあたっては、地域の景観に注意を払うことも必要ではないかと提案しました。

申請地は、東は道路および田、北と南と西は田ですが、同時に転用申請がなされています。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は名草上町中央部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

青木推進委員 申請地の西側には幅1mほどの素掘りの水路があり、集中豪雨など大雨の際に、山からの水が流れます。ただ現在、イノシシやシカなどによって水路が壊されているようなので、パネル施工の際に、雨水がうまく流れるよう工事をするよう伝えてほしいです。

主査 申請代理人を通じて譲受人に伝えます。引き続き、現地で気づいた点があれば、教えてください。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から13番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番から13番まではそのように決定いたしました。

続いて、議案第4号 特定農地貸付承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の14ページをお開きください。

議案第4号、特定農地貸付承認申請について、ご説明いたします。

本件は、申請人が市民農園を開設するため、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、通称「特定農地貸付法」の第3条第1項の規定による承認の申請を当委員会に行ったものです。特定農地貸付法の承認を受けることで、農地法第3条第1項に基づく許可申請手続きが不要となり、非農家の方でも市民農園の区画を借りられるようになるということが、特定農地貸付法の大きなメリットでございます。

今回の申請内容ですが、土地の所在は福居町、面積は891.13㎡、市街化区域の第1種住居地域にある畑です。申請人は議案書に記載のとおりです。貸付け内容は、21㎡と36㎡、大小2種類の区画を、合わせて26区画設け、貸付期間を1年として、記載の貸付料を取って市民農園を運営したいというものです。

利用者を募集する方法は、市の広報紙やチラシ、掲示等で周知し、利用者の選考は、申し込み順で行うというもので、公平かつ適正な方法で行うものと考えられます。

権利の種類は所有権です。市民農園の開設者が自ら所有する農地で行うものとなります。

議案書の76ページから81ページまでに、位置図、公図の写し、特定農地貸付法第3条に基づく承認申請書と、必要な添付書類として貸付規程、区画図、貸付協定、利用者心得を掲載しておりますので、あわせてご確認をお願いします。なお、特定農地貸付法第3条の申請手続きをするにあたっては、申請に先立ち、農園が所在する市町村と開設者との間で、貸付に関する協定を結ぶこととなっておりますが、本件は申請人と足利市の間ですでに当該協定を締結しており、80ページに掲載のとおり、協定書の写しを申請書に添付しております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 桐生委員。

2番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の75ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、貸付内容については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、特定農地貸付けの実情について、申請地の現地確認と、申請人および管理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

管理人は3年前から市民農園を開設したいと考えていましたが、利便性の高い市街化区域の農地では宅地として売却したい地権者が多く、計画が難航していたところ、地元の方より農地として土地を活用したいと考えていた申請人を紹介いただいたそうです。なお、申請人と管理人は開設者と管理人として契約を取り交わし、管理人は特定農地貸付規程にある管理人業務を担います。

全26区画のうち、20区画程度の申し込みを想定しています。

借受者の募集方法は、あしかがみへの掲載・チラシ配布を行い、申し込み順で選考することです。

各区画の貸付期間は1年間で毎年更新とし、適切な利用を確保するために利用者心得を作成しました。賃借料は全区画埋まれば固定資産税、光熱費を賄える程度の金額に設定したそうです。

結論として、貸付農地の位置及び規模、募集及び選考の公平性、貸付期間その他の条件等を調査した結果、調査班としては特定農地貸付けを承認することが相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

岡田推進委員 住宅地の中で、周辺住民にどのような影響が出るのか不安もありますが、計画どおりに活用してもらえれば問題ないと思います。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

続いて議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の15ページをお開きください。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

今回は、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借、いわゆる利用権と、農地中間管理事業法に基づく貸借の2つの計画があります。

では、まず、利用権からです。

議案書の16ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が4件で、面積は8,137㎡です。所有権移転は2件で、面積は2,200㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定を17ページと18ページに、所有権移転を19ページに掲載しております。

なお、貸借権設定の1番については、新規就農の案件ですのでご説明いたします。

ここで、皆さまにお詫びです。議案書の追加がございます。一緒に印刷を忘れませんでした。申し訳ありません。追加分の82ページをお開きください。

8月17日に開催された運営委員会の資料となっております。申請人は朝倉町在住の非農家で、申請地を借り受け、ぶどうや野菜などの栽培を行うというものです。申請地は藤本町にある田 2,138㎡で、契約期間は3年間です。

議案書82ページ右側から84ページまでに、営農計画書、位置図、地籍図、現地写真、利用権設定申出書を掲載しております。

以上、審議の後、承認をいただきましたら、8月31日付けで公告の手続きを行います。

以上ご審議をお願い致します。

議長 本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤運営委員長。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査の結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと、実情調査を行いました。

調査年月日は、令和4年8月17日、水曜日、午後1時30分から、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

申請人は17年前、市内の市街化区域の農地を借り受け、ぶどう栽培を始めました。現在は、堀込町の転用済地の一部で、ぶどうのほか、ねぎ、ジャガイモなどの野菜を栽培しています。

現在の圃場も、市街化区域であり、住宅に囲まれているため肥料が十分に撒けず、農産物の品質向上に苦心しているとのことで、このたび、申出地を借り受け、土づくりからじっくり行い、平地でも美味しいぶどうができる栽培体系を確立させ、息子へつなぐことが夢とのことでした。

申出地は農振農用地ですが、道路面と同じ高さで、周囲の田と一体的に利用できないため、集積への影響はないと判断されます。

営農指導は、安足農業振興事務所から受ける予定で、「直売所などへの販売が可能な品質をめざす」という本人の強い営農意欲と、家族の協力および後継者もいることから、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農および利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番
議長

3番 石橋です。申請地は、譲渡人が以前使っていた堆肥置場でしょうか。違います。堆肥置場は申請地から南へいったところで、転用の手続きもきちんと済んでいます。

それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第5号 貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。

続いて、貸借権設定の2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時14分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時15分 出席】

議長

続いて貸借権設定の3番及び4番と所有権移転についてを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の3番及び4番と所有権移転についてはそのように決定いたしました。

同じく、議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画一括方式及び配分計画方式を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

続きまして、中間管理事業に基づく集積計画をご説明いたします。議案書の20ページをお開きください。

最初は、一括方式というもので、この計画を、市長が公告することで、出し手から機構、機構から受け手への農地の権利移動が、一括して行われるというものです。21ページに総括表がございます。農地の所有者、耕作者がそれぞれ、農地中間管理機構と貸借の契約を締結するもので、件数は14件、面積は16,653㎡となります。いずれも利用権の更新に伴う機構への借り換えとなっています。

こちら審議の後、承認をいただきましたら、8月31日付けで公告の手続きを行います。

続きまして、中間管理事業の配分計画方式をご説明いたします。議案書の27ページをお開きください。

こちらは、一括方式が創設される以前の、当初からある手続きで、集積計画の公告によって中間管理権が発生し、機構への貸付けが行われます。その後、その貸付地を借り受ける受け手を配分計画案として農業委員会が決定し、配分計画案を県へ提出し、県が配分計画を認可して受け手の権利が発生する、という仕組みです。続く議案第6号に関連しています。

今回の案件は、今年度、国が新しく創設した、遊休農地解消緊急対策事業を活用するに当たり、中間管理事業法の配分計画方式で手続きをするものです。

解消事業の対象要件ですが、農地パトロールに基づく遊休農地であることはもちろんですが、農振農用地、いわゆる青地であること、機構へ10年以上、使用貸借で貸し付けることとなっています。遊休農地の解消に当たっては、所有者または耕作者の負担となり、解消費用のうち、10a当たり43,000円が助成されます。

今回の多田木町については、9月1日付けで機構に農地が預けられ、機構が解消に入るという流れになります。ただ、機構が解消ということになっていますが、実際の解消は耕作者です。

長い説明となりましたが、以上で、議案第5号 集積計画の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に一括方式の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、15番 遠藤委員の退席を求めます。

【午前10時22分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、一括方式の1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した遠藤委員の出席を求めます。

【午前10時23分 出席】

議長

続いて一括方式の2番から14番まで及び配分計画方式についてを上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、一括方式の2番から14番まで及び配分計画方式については、そのように決定いたしました。

続いて、議案第6号 農用地利用配分計画（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

それでは、議案第6号 中間管理事業の配分計画案についてご説明いたします。こちらは、先にご承認いただきました、議案第5号で機構に貸しつけられた農地を、担い手に配分する案となっています。議案書32ページをお開きください。こちらの貸借の始期が、11月1日からとなっています。先ほどご承認いただいた集積計画では、9月1日に機構に農地が預けられることとなりましたので、この2か月間で、遊休農地を解消する、というイメージです。

こちらの配分案についてご承認いただいた後、農業委員会として「意見なし」とした意見書を、県へ提出することとなります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時25分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第6号はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時26分 出席】

議長 続いて、議案第7号 足利農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る市長からの協議についてを議題といたします。農政課の説明員がすぐに入りますので、暫時休憩なしで行います。

では、第7号議案について、市当局の説明を求めます。

農政課主幹 農政課の山根と申します。

足利農業振興地域整備計画の変更について、ご意見を頂戴したく、ご説明にお伺いいたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

案件については担当より説明いたさせます。

農政課主任 農政課の大賀と申します。

議案書の33ページをお開きください。

議案第7号、足利農業振興地域整備計画の変更案についてご説明させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき、足利農業振興地域整備計画において、農業用の利用を確保すべき土地として、農用地区域を設定しています。

今回は、7月の申出受付分として、農用地区域における計画の変更についてです。

案件については、農用地区域への編入2件です。今回の意見聴取につきましては、農振法施行令第5条第1項の規定に基づき、農業委員会に意見をお伺いするものです。

それでは、35ページをお開きください。

案件が2件ございますが、どちらも新たに農用地区域へ編入したいとの申出であり、2件とも関連しておりますので、一緒にご説明させていただきます。

1番の申出地は、県町地内の1筆 計26㎡、2番の申出地は羽刈町地内の3筆、計229.08㎡となっています。

36ページをお開きください。1番の申出地は「あがた駅南産業団地」の南側となっています。

続けて38ページをお開きください。2番の申出地は、「ローソン足利羽刈町店」のすぐ北側の市道県筑波小通り沿いとなっています。

35ページにお戻りください。

2件とも申出の理由は、現在申出地周辺で圃場整備事業が推進されており、今回農用地区域に編入することで、圃場整備事業への参加要件を満たし、事業に参加をすることで、より生産性の高い農地に再整備を行いたいとの理由となっております。

40ページを開きください。

農振図を載せておきまして、1番および2番の申出地とも、農用地区域の縁辺に位置し、どちらもすでに周辺の農地と一体で利用されていることを現地調査にて確認しております。

また、今回の申出や予定されている圃場整備事業に関わらず、農振法上“農用地区域に含めるべき土地”として、編入すべき土地であったとも考えられます。

41ページには、今回申出地周辺で予定されている圃場整備事業の概要を載せております。実施を予定している事業は、百頭・県町を中心とした区域において、圃場整備の実施を計画しています。

なお、ここで記載されている区域図につきましては、あくまで現時点のものでございます。

今後の調査や協議等により、一部見直しが生じる可能性がありますので、ご承知おきください。

以上が、今回申出のあった2件の農用地区域への編入事案の説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番 石橋です。今回の2件の細長い申出地が発生した原因は何でしょうか。

農政課主任 いずれも、田の法面となっておりますが、経緯は不明です。一度、圃場整備を行った地域ですので、換地の都合による面積調整の結果、残ってしまったと推測されます。

議長 今回の圃場整備を進める中で、確認したところ、見つかったものです。それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第7号はそのように承認いたしました。

ここで農政課職員の退席となります。

【午前10時35分 退席】

議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項 農地所有適格法人の報告書について、及び農地法第3条の規定による許可処分取消願いのついて事務局の報告を求めます。

副主幹 議案書42ページ、報告事項、農地所有適格法人の報告書について、ご説明

いたします。

主幹 今月は、3法人から報告を受け、記載のとおり法人要件が満たされていることを運営委員会でも確認いたしました。

報告は以上です。

議案書の42ページ②をお開きください。

農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、ご説明いたします。

申請地は名草下町にあります田、面積は976㎡です。売買による所有権移転のため、令和4年4月26日付けで農地法第3条の規定による許可をいたしました。このたび許可処分の取消願が申請者から提出されました。

取消の理由は、金額の話し合いが不完全なまま申請手続きが済んでしまい、許可後に金額の折り合いがつかず、破談となったためです。

所有権移転登記がなされておりましたので、願出に基づき、令和4年7月19日付けで許可処分の取消を行いました。

以上、ご報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

議長 【意見なし】

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第27回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時37分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月26日

足利市農業委員会

6番委員

14番委員